

## 論 説

# ドイツ商法評価規定と理性的な商人の判断、基準性原則 ～貸借対照表政策との関連で～

佐 藤 誠 二

### はじめに

貸借対照表における評価（金額に基づく貸借対照表計上 Der Bilanzansatz der Höhe nach）は、貸借対照表能力（根拠に基づく貸借対照表計上 Der Bilanzansatz dem Grund nach）問題と並んで、貸借対照表政策（Bilanzpolitik）の中心的課題である。

商法上の年度決算書は、立法者の意志によると、債権者保護のために、そして社員が業務執行に参画しない資本会社の場合には株主保護のために、財産・財務・収益状態に合致した写像を伝達しなければならない（商法典第264条2項）。ただし、ペーエ（G.Wöhe）によると、この場合、上の貸借対照表受け手の二つの集団は、財産及び収益状態が良く表示されえないことを通じて財産損失が保護されるにすぎない<sup>(1)</sup>。そこに評価に関わる貸借対照表政策上の問題の所在がある。立法者は、債権者保護にたつて評価に際して価値上限の確定を要請する。他方、評価規定は価値下限の設定によって、持分所有者に対し、財産のより低い評価による利益の縮小表示を回避することを意図している。しかし、評価規定は、一義的な価値計上額を部分的に強制するにすぎなく、一定の価値上限と下限の間での価値計上額を選択する余地（評価選択権 Bewertungswahlrecht）を許容する。したがって、企業は財産と負債の評価、その結果として損益の表示に対して貸借対照表政策上の目標を実現する可能性が付与されることになる。こうした貸借対照表政策上の目標のもっとも重要なところはできるだけ低い利益表示によって利益課税負担を軽減することである。税務貸借対照表は商事貸借対照表に依存する（基準性原則 Maßgeblichkeitsprinzip）ために、商事貸借対照表で下される評価決定は、税法規定が異なる価値額を義務づけられない限りにおいて、自動的に税務貸借対照表にも及ぶことになるからである。また、他方で、貸借対照表政策

の目標は価格上昇時における経営の実体維持が持分所有者に対するできるだけ少ない利益配当を行うことにもある<sup>(2)</sup>。

ペーエも述べるように、貸借対照表における評価額の決定は企業にとって課税と配当に密接に関わる貸借対照表政策の主要課題であり、貸借対照表論においても論議の対象とされてきた。

本稿の目的は、貸借対照表政策に対して、現行の商法がいかなる評価規準 (Bewertungsregeln) を設定しているのかを検討することにある。1985年に成立した商法典は、この評価の会計規準に関して、1965年旧株式法と比較して商人とりわけ資本会社の選択の余地を減じた点に特徴があるといわれている。また、評価の一般的諸原則 (Allgemeine Bewertungsgrundsätze) や、調達原価 (Anschaffungskosten)、製作原価 (Herstellungskosten) という基本的評価尺度を商法上、はじめて明文をもって規定し、法的安定性を保持せしめようとしたともいわれる。本稿では、かかる商法上の評価規準の内容を税法との対比において整理し、そこに貸借対照表政策上の余地がどう位置づけられるのかについて検討をすすめていく。

こうした場合、絶えず論議されるのがドイツ商法に固有な「理性的な商人の判断 (Vernünftige kaufmännische Beurteilung)」なる規準である。立法者によれば、この「理性的な商人の判断」は恣意的な貸借対照表評価を狭めるために規定されたものだとして解釈されている。ただし、この「理性的な商人の判断」も正規の簿記の諸原則と同じく、解釈を要する評価に関わる不確定法概念である。以下では、「理性的な商人の判断」規準が貸借対照表政策上の余地にどのように影響するかについても検討しながら、貸借対照表評価に関する会計規準の今日的有様に接近してみたい。

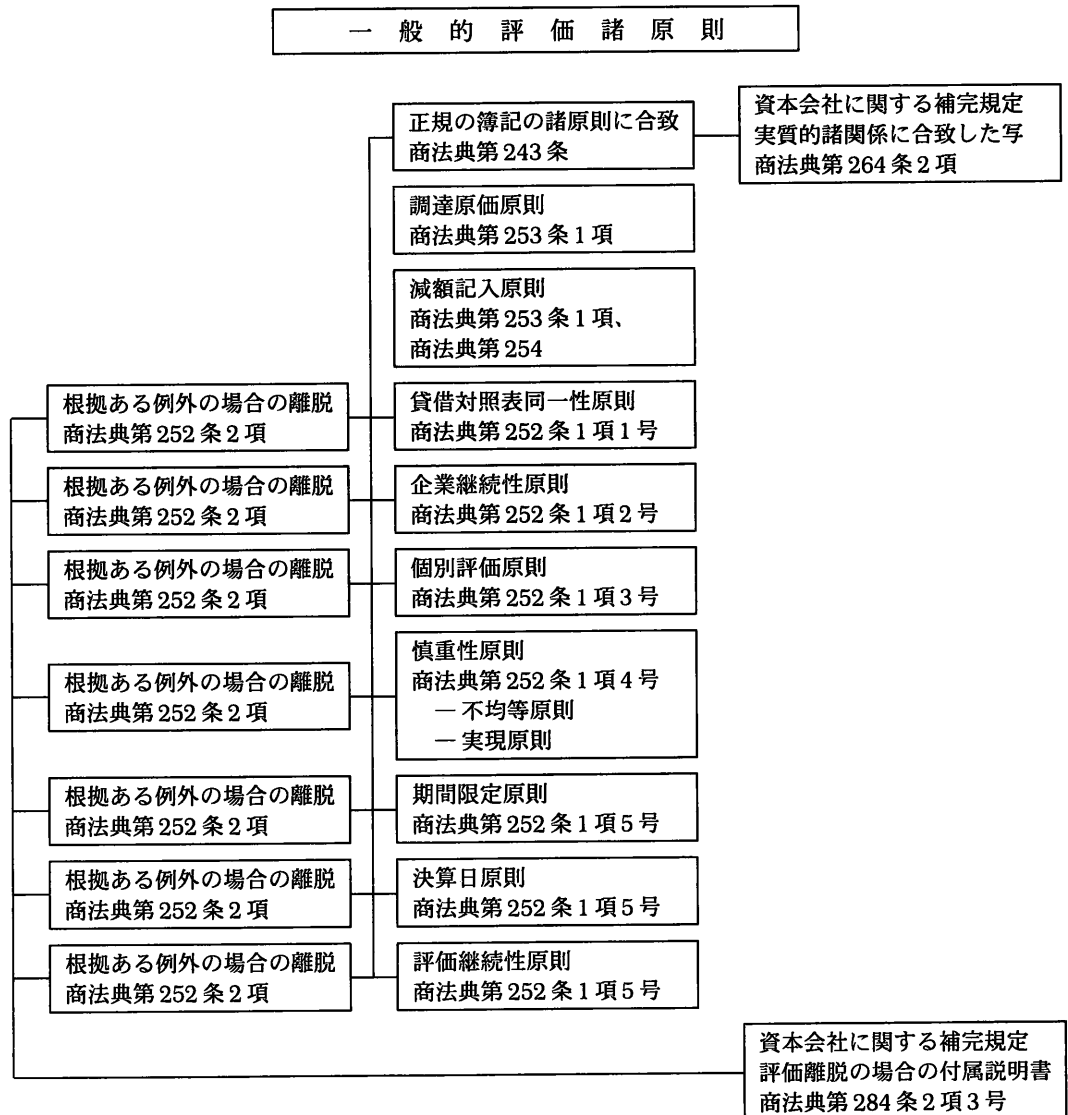
## I. 商法における一般的評価諸原則

さて、現行の商法典の特徴は、第252条1項1号から6号において、評価に関する一般的諸原則をはじめて明文をもって規定した点にある。貸借対照表同一性原則、継続企業原則、個別評価原則、慎重性原則・実現原則・不均等原則、期間限定原則、評価方法継続性原則の一般的諸原則は会社の法形態に関わらず商人一般に適用される基本原則であり、従来のドイツの会計実務で広範に容認された正規の簿記の諸原則に合致しているという<sup>(3)</sup>。一般的評価原則はその内容からも、また文献における従来の分類からも評価に関わる正規の簿記の諸原則であり、そこからの離反は例外的事例において許容される (第252条2項) にすぎないが、この例外の内容の限定は公式化されていない。もとより、例外事例は正規の簿記の諸原則との合致という一般的要請のもとに存

在するのであって、資本金会社については、補完的に財産・財務・収益状態に合致した写像伝達に対する要請が適用されるという<sup>(4)</sup>(図1参照)。

ただし、この場合、年度決算書に関連した一般的評価諸原則のすべてが商法上、法典化されているわけではなく、商法典第253条以降の評価の個別規定に対して、「特別の」6つの一般的諸原則

図1 商法における一般的評価諸原則



出所 Gerhart Gross/Lothar Schruoff, Der Jahresabschluß nach neuem Recht, Aufstellung-Prüfung-Offenlegung, 2. Aufl., 1986, S.89.

則をしているのだという<sup>(6)</sup>。それは、商法典第 252 条 1 項の「年度決算書において表示される財産対象物及び負債の評価の場合、特に次のものが適用される」(傍点は筆者)という法文からも明らかであるという<sup>(6)</sup>。パーエによれば、それ以外の一般的評価諸原則は、商法典第 253 条以降の個別規定の範囲内でも規定される。例えば、調達原価原則、低価原則、最高価値原則、減額記入の計画性の原則がそれだという。さらに、正規の簿記の諸原則から、それ以外の(法典化されていない)一般的評価諸原則も導出しようという。価値計上額の方法同一性の原則、評価選択権の利用の恣意性禁止の原則、会計報告に関する事実要件の重要性の原則がそれである<sup>(7)</sup>。

ところで、かかる一般的諸原則は慎重性の原則(Prinzip kaufmännischer Vorsicht)から導出されるのだとするパーエの指摘は重要である。パーエの場合、特に次の 4 つの原則を重視している<sup>(8)</sup>。

#### (1) 実現原則 (Realisationsprinzip)

この原則は利益と損失が販売過程において現象化したときにはじめて表示されるという内容に関わる要請を指示している。財産対象物が翌期以降において利益を得て売却されるか、もしくは損失を伴い除去されるという可能性は、この原則によれば会計の考慮外においている。実現原則は、調達原価ないし製作原価を超える価値増加の考慮を排除するのであり、その場合、かかる価値増加が一般的価格上昇によるのか、あるいは、一定の貨幣価値の際の経済財の価値の上昇なのかということは問題にならないとされる。

#### (2) 低価原則 (Niederswertprinzip)

低価原則は、価値減少に対して実現原則を限定づけている。二つの可能な価値計上額(例えば、一方の調達原価ないし製作原価と他方での取引所価格ないし市場価格)のうち、その都度、より低い価値が設定されねばならない(厳格な低価原則 strenges Niederswertprinzip)か、あるいは設定されてもよい(緩和した低価原則 gemildertes Niederswertprinzip)。それによって、費用の見越しが要請ないし許容される。選択される価値のうちより低い価値は、商法典第 253 条 3 項の流動資産の評価のように、この原則を厳格に適用した場合、越えてはならない価値限界を形成するのだという。

#### (3) 最高価値原則 (Höchstwertprinzip)

債務の最高価値原則は、財産の評価の低価原則を債務に類推的に移行したものである。貸借対照表日における債務の価値がその調達原価を上回るときには、より高い価値が設定され、逆に調達原価を下回るときにはより低い価値は計上されてはならない。

#### (4) 不均等原則 (Imparitätsprinzip)

不均等原則とは、上の3つの原則を包括した規準である。収益の見越しは許容されないために、予想利益と予想損失の観点で、評価は均等ではない。すなわち、売上げによる未実現利益は表示されず（実現原則）、売上げによる未実現損失は計上される。従って、後者の場合、実現原則は適用されず、財産対象物の評価の際の低価原則、債務の評価の際の最高価値原則がその代わりに適用される。

こうした立論はドイツにおいて一般的である。この点は、ゼルヒャート（F.W.Selchert）によつて、「確かに正規の簿記の諸原則は年度決算書における計上（貸借対照表計上）、評価、表示と関連を有して存在していることを確認できる。この3つの適用方向に対する正規の簿記の諸原則の関連づけは、しかし、無秩序なものではない。慎重性の要請は貸借対照表能力にも評価にも作用する<sup>(9)</sup>」とまとめていわれるところでもある。

上の指摘によるまでもなく、ドイツの商法は貸借対照表能力だけでなく、貸借対照表評価に関して慎重性原則を基軸に保守主義的な性格を有している。調達原価ないし製作原価を原則適用として、その他の価値尺度は保守主義的立場から容認される。財産対象物の低価原則、債務の最高価値原則はかかる保守主義的性格を反映したものにほかならない。また、そこに貸借対照表政策の介入する余地もある。しかし、問題は評価に関わる一般諸原則に先行する個別規定の内容とそこにおける貸借対照表政策の可能性の範囲である。そこで次に、同じく、ペーエに依拠しながら、まず商法における評価基準の内容を税法との比較において概略する。税法における評価規準は、評価に対する商法上の貸借対照表政策が基準性原則を介して課税に及ぼすという意味で、避けることのできない検討の対象である。

## II. 商法と税法における評価の個別規定

### 1. 商法における評価規定

商法では評価規定を、すべての法形態の企業に対して商法典第252条から第256条に定め、さらに資本会社に関しては商法典第279条から第283条に補完規定を置いている。また、それ以外に特別法たる株式法、有限会社法、協同組合法において法形態特有の補完規定も設けている。以下、商法典に絞って、評価規準の内容を概略してみよう。

#### (1) 積極側項目の評価

商法の場合、貸借対照表積極側の財産対象物に関しては大要、固定資産たる対象物と流動資産たる対象物（商法典第253条3項）の二つに区分される。

これらの二区分の財産対象物について、次の評価規準が適用される。

(a) 固定資産たる対象物は商法典第253条1項に従い、最高で調達原価もしくは製作原価をもって、第253条2項による減額記入(Abschreibungen)を減じて計上されねばならない。固定資産の効用が期間的に限定されるときには、調達原価と製作原価が計画的減額記入額(planmäßige abschreibungen)だけ減じられねばならない。この場合、見積経済的耐用年数に対する取得原価と製作原価の配分は、正規の簿記の諸原則に合致した配分方法を基礎に置く減額記入計画に依じて行われるが、商法典は経済的耐用年数の決定、耐用期間末の残存価値の見積もり、減額記入方法に対して何ら特別の規定を設けていない<sup>(10)</sup>。また、商法典第253条4項は、固定資産について「理性的な商人の判断」の枠内での減額記入を許容する規定をもって秘密積立金の形成(Bildung stiller Rücklagen)を可能としている。この規定は、しかし、商法典第279条1項1文に基づき資本会社には適用されえない。

固定資産たる対象物につき、一時的な価値変動が生ずる場合、かかる価値減少は計画外減額記入(außerplanmäßige Abschreibung)を通じた把握が義務づけられるか許容される。ただし、ここでも、実現原則に基づき調達原価ないし製作原価を越える価値増加は計上されてはならない。これに対して、価値減少が継続的に予想される場合、選択権が存在しているとき(商法典第253条2項3文)であっても、より低い価値の計上が義務づけられる。なお、商法典第253条5項は、もはやその根拠が存在しないときにもまた、こうしたより低い価値を留保してもよいと留保選択権(Beibehaltungswahlrecht)を規定している。一方、資本会社については、かかるより低い価値への留保選択権は予測される継続的な価値減少が問題とならない場合の財務固定資産たる財産対象物に対してのみ限定される(商法典第279条1項)。それとともに、資本会社に関しては、商法典第280条1項により、人的会社に認められる留保選択権が価値回復義務(Wertaufholungsgebot)に置き換えられている。ただし、同条2項により、税法上の利益算定に際してより低い価値計上額が維持しうるとき、及び貸借対照表においてより低い価値計上額を留保することか維持の前提とされるときには、1項を無視しうるといように、1項そのものが相対化されている。減耗性の固定資産の場合、税法の厳格な価値関連の廃止と税務貸借対照表における逆基準性原則の適用によって、商法上の価値回復命令は現実には価値回復選択権と骨抜きになっている<sup>(11)</sup>。

さらに、商法では、税法の規定に基づき特別償却等による税務貸借対照表でのより低い価値が許容されるときには、商事貸借対照表においてより低い価値の計上が認められる(商法典第254条)。商法から生ずるその種の減額記入を税法が税務上の利益算定にあたって容認するときのみ認められるという資本会社に対するこの規定の補完(商法典第279条2項)は基準性原則の例

外なき逆転を法典化したものといわれる<sup>(12)</sup>。

なお、派生的暖簾（derivativer Firmenwert）に関しては、商法典第255条4項1文により、それが発生した次営業年度以降の各年度において少なくとも4分ノ1は減額記入しなければならない。しかし、同項3文は利用の予定される各営業年度に計画的に配分してもよいとする。そのことを通じて、所得税法第7条1項3文の規定する15年の通常の耐用年数の適用が可能になっている<sup>(13)</sup>。

(b) 流動資産たる対象物に関しても、商法典第253条1項に従い、最高、取得原価もしくは製作原価で計上しなければならない。ただし、それが次の価値より低い場合である。(1) 決算日での取引所価格もしくは市場価格から導出すべき価値（商法典第253条3項1文）、(2) 決算日での財産対象物に付すべき価値（商法典第253条3項2文）。この二つの価値が調達原価もしくは製作原価を下回る場合、厳格な低価主義が適用される。さらに、理性的な商人の判断のもとで価値変動が予想されるという根拠のもとで必要とされる場合、より低い価値の適用が許容される（商法典第253条3項3号）。非資本会社に対しては、理性的な商人の判断の枠内での減額記入による秘密積立金の形成を認める商法典第253条4項は、流動資産たる財産対象物にもまた適用可能である<sup>(14)</sup>。

同種の棚卸資産の場合、一括評価が許容される。見積方法として、平均的な調達原価もしくは製作原価の算定、一定の時間的費消順の仮定法が考慮される。一定の費消順の仮定法はもちろん、その方法を適用する場合、低価原則と正規の簿記の諸原則を遵守しなければならない。その他、棚卸資産の評価に関しては、商法典第256条、第240条の特別なケースとして、同種の棚卸資産に対するグループ評価、有形固定資産たる財産対象物ならびに原材料、補助材料及び工場消耗品の固定評価という二つの方法を認めている<sup>(15)</sup>。

## (2) 消極側項目の評価

商法では、貸借対照表消極側の評価について次のごとく規定している<sup>(16)</sup>。

- (a) 引受済資本金は額面額で計上されねばならない（商法典第283条）
- (b) 債務はその償還額で評価されねばならない（商法典第253条1項）。償還額が発行金額を上回る場合、その差額は積極側計算限定項目として計上される（商法典第250条3項）。
- (c) 定期金債務はその現金価値（Barwert）で貸借対照表計上されねばならない（商法典第253条1項2文）。
- (d) 引当金の額は理性的な商人判断に基づいて見積もらなければならない（商法典第253条1項2文）

## 2. 税法における評価規定

税務貸借対照表においても、評価は原則的に個別評価原則に基づき行われる。所得税法第6条1項第1文において、「個々の経済財の評価」と述べるようにである。しかし、同種の経済財との関連では、判決は個別評価原則への違反について実質上、何ら言及していない。従って、商法上許容される一括評価、グループ評価、固定評価は税法上も許容される<sup>(17)</sup>。

### (1) 固定資産たる経済財の評価

所得税法は積極側経済財に対して、商法と同様に、固定資産たる経済財及び流動資産たる経済財という二つの評価グループを前提にし、それらの各グループについて次のような評価規定を設けている。

減耗性の固定資産たる経済財に関しては、所得税法第6条1項によれば、調達原価もしくは製作原価に所得税法第7条に基づく減価償却額 (Absetzungen für Abnutzung) を減じて計上しなければならない。それが評価の上限を形成する。より高い再調達原価は計上されてはならない。商事貸借対照表におけるよりも高い価値計上額は、例えば、低減的償却の場合、商事貸借対照表において、所得税法7条2項に基づく低減率を上回るときに義務づけられる<sup>(18)</sup>。

部分価値は、それが受け継がれる調達原価もしくは製作原価を下回るときに計上してもよい。したがって、企業側は原則的に選択権を持つが、この選択権は所得税法第5条に従う利益算定の場合、基準性原則に基づき商事貸借対照表にも同様に行使されねばならない。ただし、そこで継続的に価値減少が予想される場合には計画外の減価償却が強制される。中間価値の計上は価値減少が継続的に予想されないときには、非資本会社に対して許容される。しかし、より低い部分価値は、商事貸借対照表における価値計上額が例えば、早期償却によってより低くなるとしても、評価下限を形成するため、ここでもまた基準性原則は破棄されている<sup>(19)</sup>。

税法上、秘密積立金の意図的形成は、厳格な価値下限を設定せず「理性的な商人の判断」の枠内で減額記入を許容する商法とは対照的に可能でない。部分価値の価値引き下げは確かに税法上の特別規定に基づく特別償却の実施を通じて可能であるが、それは立法者の財政外の目標実現のための租税算定基礎の修正に資するものである。ただし、所得税法第5条1項2文に基づく基準性原則のために、それは前もって商事貸借対照表においても計上されていなければならない<sup>(20)</sup>。

1990年の住宅建設促進補充法 (いわゆる補充法 Restantengesetz) の施行前は、減耗性の固定資産たる経済財については、税法においても、旧所得税法第6条1項1号に従い厳格な価値関連の原則が存在していた。すなわち、部分価値の上昇による前事業年度末の貸借対照表価額の価値引き上げは、その価値増額が所得税法第7条の減価償却 (AfA) を経て受け継がれる調達原価も



しくは製作原価を上回らない場合には禁止されていた。現在では、制限された価値関連の原則が適用されるにすぎない。税務貸借対照表においては、すべての経済財につき原則的に増額記入（Zuschreibung）の可能性は、所得税法第7条による減価償却を考慮して残存簿価を上回る計上価額を増額記入がもたらさない限りで可能となっている<sup>(21)</sup>。

非減耗性の固定資産たる経済財の場合、所得税法第6条1項2文は、調達原価もしくは製作原価を価値上限とする。部分価値は、それが調達原価もしくは製作原価を下回る場合に許容されるが、義務ではない。中間価値の形成は資本会社にも非資本会社にも許容される。商事貸借対照表における価値計上額が基準となるが、しかし、価値減少が著しく、予想が長期に及ぶため調達原価もしくは製作原価での計上が正規の簿記の諸原則を侵害すれば、より低い価値が商事貸借対照表に計上されてもよい（商法典第253条2項3文）<sup>(22)</sup>。

価値引き上げは可能であり、厳格な価値関連原則は適用されない。しかし、調達原価もしくは製作原価を上回することは禁止される。価値引き上げを許容する前提は、商事貸借対照表において相応の価値増額であり、非資本会社に選択権が付与されている。つまり、義務ではない。資本会社に関しては、これに対して、非減耗性の固定資産に対しても価値引き上げ命令が存在する。既にみたように、商法典第280条2項では、税法における価値留保選択権は、商事貸借対照表においてもより低い価値が留保されるという税務貸借対照表におけるより低い計上価額留保の前提が付与されるときには、商法上の価値増額命令の規定を無効にしている<sup>(23)</sup>。

## (2) 流動資産たる経済財

流動資産たる経済財に関しては、所得税法第6条1項3号よって、非減耗性固定資産と原則的に同じ評価が行われる。より低い部分価値の選択的計上は、基準性原則に基づき義務規定となる。商法典第253条によっても、流動資産たる財産対象物には低価原則が考慮されねばならないからである<sup>(24)</sup>。

## (3) 債務の評価

債務は、所得税法第6条1項3号に基づき非減耗性の固定資産及び流動資産に対する規定を準用して評価されねばならない。つまり、債務に関しては、調達原価もしくはより高い部分価値が計上される<sup>(25)</sup>。

## (4) 引き出しと払い込み

引き出しと払い込みは所得税法第6条1項4号及び5号によれば、原則的に部分価値で評価される。払い込みに関しては、例外として、払い込みの日より3年以内に調達されるか製作されるときに、もしくは納税義務者が参加する資本会社の持分であるときには、最高、調達原価もしくは

は製作原価で計上されねばならない<sup>(26)</sup>。

### Ⅲ. 商法と税法における評価尺度の概念内容

以上みたように、ドイツにおける商事貸借対照表では、財産対象物は調達原価ないし製作原価で、債務は償還額で、定期金債務は現金価値で、引当金は「理性的な商人の判断」に基づき必要とされる金額で評価されなければならない。さらに、資本会社に関しては、引受済資本金の評価は額面額で拘束される。これらのいわゆる出発価値 (Ausgangswert) は、さらに、一定の条件のもとで修正価値 (Korrekturwert) の適用が認められる。資本会社の場合、固定資産と流動資産に対してその都度、所定のより低い修正価値の適用が規定されるが、個人商人と人的商事会社に関しては、積極側につき規定される価値計上額が価値上限として存在し、理性的な商人の判断の枠内でのより低い修正価値の適用が可能となっている。他方、税法では独自の部分価値 (Teilwert) という価値尺度が存在する。部分価値は引き出しと払い込みの評価に際して、また、調達原価と製作原価の修正価値としても規定されている<sup>(27)</sup>。

ここで改めて、商事貸借対照表、税務貸借対照表における出発価値、修正価値を整理すれば次の通りになろう。

- (1) 調達原価、(2) 製作原価、(3) 部分価値、(4) 決算日に付すべきより低い価値、(5) 取引所価格もしくは市場価値から導出すべき価値、(6) 理性的な商人の判断に基づき必要とされる価値、(7) 税法規定に基づき許容されるより低い価値

この場合、上に列挙した評価尺度は商事貸借対照表と税務貸借対照表における評価の価値上限と価値下限を形成する。したがって、貸借対照表評価の個別規定はもちろんのこと、これら価値尺度の内容いかんは貸借対照表政策の範囲に大きく影響を及ぼすものとなっている。そこで次に(1)から(7)の価値尺度に関してその概念内容を検討してみよう

#### 1. 調達原価 (Anschaffungskost)

調達原価は商法と税法における本来的な価値尺度である。ただし商法も税法も調達原価なる概念を使用し、調達価格 (Anschaffungspreis) の概念は使用していない。そのため、この原価概念は、正規の簿記の諸原則に基づき解釈される。その解釈によると財産対象物の調達原価は調達価格だけでなくすべての付帯費用 (Nebenskosten) を含んでいる。

商法典第255条1項は、「調達原価とは、財産対象物を取得し、それを直ちに操業に使用でき

る状態に置くためにおこなわれる出費（Aufwendungen）で、それが財産対象物に個別に算入されうるものに限る」と定義している。また、「調達原価には付帯費用ならびに追加的調達原価も含まれる」と構成内容を規定している。

上のような商法における定義は判決による税法上の概念解釈に合致する。税法における調達原価の概念内容は商法上のそれと些細な相違が存在するにすぎない。これは、商法の定義が税法要請（税法上の判決と行政慣行）に広範に適合したからだといわれる<sup>(28)</sup>。なお、取得原価に関しては、支払った購入価格（総額）ではなく、購入価格から売上税を控除した純額が計上される。所得税法第9b条1項でも、先納税額は「売上げ税の場合に控除しうる範囲で」、その税額が取得もしくは製造に関連する経済財の調達原価もしくは製作原価にそれを算入しないことを規定している<sup>(29)</sup>。

商法典第255条1項1文に基づく調達原価の構成を示せば次のようになる。

調達価格＋調達付帯費用＋追加的調達原価－調達価格の値引き＝調達原価

この場合、商法典第255条1項に基づき調達原価には個別に算入可能な原価が含まれるにすぎない。したがって、配賦により対象物に帰算される共通費は含まれず、旧法では株式会社形態以外の企業に許容されていた調達付帯費用の算入選択権は、現行法に基づくと算入義務となった。これによって、期間適合的費用配分が可能となり、従来適用されてきたいわゆる調達間接費の商法における算入選択権はもはや保持されることはない。しかも、法律上の文言からは、直接算入可能な原価への限定が、商法典第255条1項1文の意味での調達原価に含まれる付帯原価及び追加的調達原価にも適用され、付帯原価の算入義務、調達価格値引の控除義務が存することになるという<sup>(30)</sup>。

## 2. 製作原価（Herstellungskosten）

完全ないし部分的に自己製造した財（仕掛品、完成品等）は製作原価で評価される。この製作原価は商法、税法ともに、調達原価と並んで本来的な価値尺度である。ただし、調達原価と製作原価の法律上の概念規定を商法典第255条1～3項において初めて収容した商法とは異なり、税法は従来、調達原価もしくは製作原価について固有の定義を行っていない。そのため、調達原価と製作原価の概念は課税の目的に対しても原則上、商法上の正規の簿記の諸原則から導出されることになる<sup>(31)</sup>。

商法では、商法典第255条2項に法形態非依存的に規定されている。この規定によると、製作原価とは「財産対象物の製作、財産対象物の拡張、もしくは財産対象物の原状を超えた著しい改

善のために財の費消及び用役の請求により生ずる出費」をいう。

さらに、製作原価に関して、第255条2項及び3項が個々の内容を規定する。

まず、材料個別費 (Materialeinzelkosten)、製造個別費 (Fertigungseinzelkosten)、製造特別個別費 (Sondereinzelkosten der Fertigung) に積極側計上義務が存在する。次に、材料共通費 (Materialgemeinkosten)、製造共通費 (Fertigungsgemeinkosten)、製造に起因する固定資産の価値費消 (減価償却費) に対して、さらに、製造期間に関連する一般管理費と任意の社会給付、経営老齢年金に対する出費に関して積極側計上選択権が存在する。そして、販売費、他人資本利子に関しては積極側計上禁止となる。財産対象物の製造のための資金調達に他人資本が利用されるときに、それが製造期間に関連する場合に限って例外として算入が認められる。

他方、税務貸借対照表における製作原価概念の定義は所得税法では存在しない。従って、原則的には、概念規定は商法上の正規の簿記の諸原則に委ねられることになる。しかし、事実上、判決 (1985年11月15日付) と租税実務は所得税法準則 (Einkommenssteuerrichtlinien, EStR) 第33条の「製品の製造に対する財の消費及び用役の請求により生ずる出費」なる概念内容を長期にわたって使用してきたという。財務行政の見解によれば、税務上の製作原価にどのような原価費目が算入されるかは、所得税準則においても、個々に確認される。それによれば、所得税法第6条の意味での製作原価とは「製品の製作のための財の費消及び用役の請求から生ずるすべての出費」である。ただし、所得税準則は実質的な法ではなく、納税者や裁判所を拘束しない行政指図 (Verwaltungsanweisung) をしめすにすぎない<sup>(32)</sup>。

表1 製作原価の限定と範囲

		商事貸借対照表	税務貸借対照表
個別費	材料個別費	算入義務	算入義務
	製造個別費		
	製造特別個別費		
必要、相当の配賦共通費	材料共通費	算入選択権	算入義務
	製造共通費		
管理費			
他人資本利子		算入選択権	算入選択権
共通費 不必要、不相応のないし製造に関連しないときに限り		算入禁止	
販売費			
計算上の原価			

出所 Rudolf Federmann, Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, 8. Aufl., 1990, S.264.

所得税法準則によれば、税務上の製作原価に関しては次の構成が明らかとなる。積極側計上義務は材料個別費、製造個別費及び製造特別費ならびに材料共通費、製造共通費、さらに、製造に起因する固定資産の減価償却額（AfA の設定する金額）に存在する。積極側計上選択権は、一般管理費ならびに経営老齢年金及び任意の社会給付に対する出費に限定される。販売費ならびに資金調達費用、自己資本及び他人資本に対する計算上の利子（kalkulatorische Zinsen）は積極側計上禁止が存在する。ただし、他人資本利子に関しては、信用が財の製作と直接的な経済的関連を持ち、その財の製作が1年を超える期間に及ぶことを前提に計上選択権が与えられている<sup>(33)</sup>。

以上から製作原価の算入費目の関係を示せば表1のごとくなるが、商法も所得税準則も製作原価の価値上限については形式的に一致する。しかし、実質的には、価値下限（算入義務）の設定において異なっている。特に、商法上の計上（算入）選択権は、評価継続性の原則によって制約されるとはいえ、企業にとって多くの貸借対照表政策の余地を与えているといえよう。

### 3. 部分価値（Teilwert）

税務貸借対照表では価値下限として部分価値が固定されている。部分価値は、固定資産及び流動資産たる経済財の調達原価もしくは製作原価の修正価値としても適用される。所得税法第6条1項1号は、この部分価値をもって「経営全体の取得者がその総購入価格の範囲において、個々の経済財に対して設定する」金額として定義する。ただし、その場合、「経営全体を取得者が継続する」ことが前提である。

部分価値の定義は、次の3つの擬制（Fiktion）から成り立つものといわれている<sup>(34)</sup>。

- 擬制の取得者が全体価値を算定しなければならない。
- 全体価値の算定は企業継続の観点から行われなければならない。
- 擬制の取得者が全体価値を個々の経済財に適切に配分する状況にある。

この部分価値の理論的構想は実行可能でない。立法者は部分価値の導入後すぐに、適用不能なことを認識したという。全体価値の決定方法も、全体価値の個別経済財への配分方法も可能でないという認識から、現在に至るまで何ら結論を引き出しはしていないという。かかる理由から、判決は部分価値を適用させるために、納税義務者が反駁し得ないように市場依存的価値（調達原価、製作原価、再調達原価等）の助けを得て、いわゆる「みなし推定（Vermutungen）」を下してきた。個々の経済財のグループに関して、財政裁判所の判決によって次のような個別推定が存在するという<sup>(35)</sup>。

(a) 経済財の調達もしくは製作の時点では、部分価値は、通常は再調達原価に合致する実質的な

調達原価もしくは製作原価と一致する。

- (b) 固定資産たる減耗性の経済財の場合、以後の年度における翌期における部分価値は減額記入分だけ控除した調達原価もしくは製作原価と一致する。
- (c) 固定資産たる非減耗性の経済財の場合、部分価値は以後の年度においても調達原価ないし製作原価と一致する。
- (d) 流動資産たる経済財の場合、部分価値は通常、再調達原価ないし決算日における取引所価格もしくは市場価格と一致する。

#### 4. 決算日に付すべき価値 (Der am Abschlußstichtag beizulegende Wert)

商法典第 253 条 2 項 3 文によると、固定資産たる対象物に対する修正価値はより低い「付すべき価値」である。この付すべき価値に対する尺度として再調達原価もしくは再生産原価、つまり比較可能な対象物の調達原価もしくは製作原価が考慮されている。例外的に固定資産たる対象物が将来直ちに売却されるときには、未だ現存する出費を差し引いた個別売却価格が付すべき価値に相応するという<sup>(36)</sup>。

取引所価格もしくは市場価格が確定されない流動資産たる対象物の場合にもまた、それが調達原価を下回るときには決算日に付すべき価値が設定されねばならない (商法典第 253 条 3 項 2 文)。製造に用いられていない対象物 (原材料、補助材料、工場消耗品) の場合、付すべき価値は再調達原価もしくは再生産原価となる。対象物の使用能力が限定されるときには、より低い価値、最終的には廃棄価格 (Schrottpreis) が付すべき価値となる。仕掛品と完成品の付すべき価値については、慎重に見積もられた売却価格から未だ発生する費用を控除した額となる<sup>(37)</sup>。

#### 5. 取引所価格もしくは市場価格から導出される価値 (Der aus dem Markt-oder Börsenpreis abgeleitete Wert)

商法典第 253 条 3 項 1 文は、流動資産に対するより低い修正価値として取引所価格もしくは市場価格から導出される価値を指示している。ここで、取引所価格とは正式の取引ないし自由な取引で売上を実現した場合、取引所で確定される価格をいう。また、市場価格とは、平均的品質を持つ一定種類の商品に対して一位の時点において商業場所 (市場) が要請する金額を意味するとされている。導出される価値というのはこうした取引所価格もしくは市場価格を基礎とした価値を指す<sup>(38)</sup>。ただし、調達市場と販売市場のどちらを評価の基礎に置くのかは確認し得ないとされる。一般的には、原材料、補助材料、工場消耗品並びに他企業から購入した完成品、仕掛品は調

達市場価格を、また、その他の完成品、仕掛品、原材料・補助材料・工場消耗品の過剰在庫については販売市場価格が基礎になるという<sup>(39)</sup>。

この場合、取引所価格、市場価格というその都度の市場に関わり生ずる価格自体は商法上の価値範疇を示すものでなく、まさに「導出される価値」が問題となる。従って、購入を指向した場合の取引所価格もしくは市場価格はさらに調達付帯費用分が加算され、場当たりの調達価格減少分が減じられる。また、販売を指向する場合、販売時点までに生ずる支出（貯蔵・販売・売却費用）分並びに販売価格減少分を減じることが可能となる<sup>(40)</sup>。

## 6. 理性的な商人の判断に基づく価値（Der Wert nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung）

商法典第253条3項3文は、減額記入がもっとも近い将来において流動資産たる対象物の計上価額が価値変動のために変更されねばならなくなることを回避するため、理性的な商人の判断に従って必要となるとき、その対象物はより低い価値で評価（減額記入）されてもよいとしている。この規定に基づくより低い価値計上額は特に、原材料、補助材料、工場消耗品の価格下落、証券相場の落ち込み、流行の変化や需要の変化に基づく販売困難、債権の信用度の低下の場合に考慮されるという<sup>(41)</sup>。

流動資産の過小評価による秘密積立金の恣意的形成を回避するという目的は、上の規定によって一見、達成されているかにみえる。しかし、「もっとも近い将来」と「理性的な商人の判断」という概念は拡大解釈が可能である。それによって、経営経済上の必要と恣意性の境界は、極端な過小評価の場合のみ問題とされ、きわめて大きな下方への評価余地（Bewertungsspielraum nach unten）を許容するともいわれる<sup>(42)</sup>。

この理性的な商人の判断なる規準は、商法典第279条1項、第336条2項によって資本会社に対して適用し得ないが、非資本会社に対しては、商法典第253条4項に基づいてすべての財産対象物について価値下限の形成余地を与えている。さらに、商法典第253条1項2文に基づき資本会社を含むすべての商人に対する引当金の評価の際の将来の蓋然的な負担の見積の評価規準となっている。

## 7. 税規定に基づき許容されるより低い価値（Der aufgrund steuerlicher Vorschriften zulässige niedrigere Wert）

税法は納税義務者に対して、一定の前提のもとに特別償却（Sonderabschreibung）の形態で税務上の優遇措置を保証している。かかる税法上の特別償却の例として一定の地域への優遇（ベル

リン経済助成法 BerlinFG 第 14 条、東独境界区域助成法 Zonen RFG 第 3 条) や一定事業への優遇 (所得税法第 7f 条、所得税法第 7g 条)、輸入商品割引 (所得税施行令第 80 条)、並びに所得税法第 6b 条、所得税施行令 (EStDV) 第 35 章に基づく秘密積立金の繰り越し、等がある<sup>(43)</sup>。

税務貸借対照表において以上のような特別償却を実施する場合、所得税法第 5 条 1 項 2 文は、逆基準性によって原則的に、同一の価値計上額を商事貸借対照表に計上すること (税法上の評価選択権の商法における一致した行使) を前提として許容する。これに対応して、商法典第 254 条でも、固定資産、流動資産たる財産対象物を評価するためには、税法上のみ許容される減額記入に基づくより低い価値により減額記入を行うことができると規定している。この規定は、財産対象物の過小評価を導き、それによる秘密積立金の形成を可能にするものといわれる<sup>(44)</sup>。

この種の税法上の特別償却による減額記入は、資本会社に関しては、商法典第 279 条 2 項に従い、「貸借対照表から明らかになることに依存して税法が税法上の利益算定に際してそれを承認する限りにおいて」限定的に許容される。しかし、上にふれたように、税法はいわゆる「補充法」を経た 1990 年の改正以来、所得税法第 5 条 1 項 2 文で逆基準性原則を法典化しているため、商法典第 279 条 2 項の規定はもはや実効性はないといわれる。ただし、それによって財産対象物の過小評価や費用の過大計上が行われ財産状態、収益状態に関して情報の歪曲 (Verfälschungen) が生ずる<sup>(45)</sup>。かかる情報歪曲は次の規定によって補われているという。商法典第 281 条 1 項は、税法上の特別償却について、商法上要求される評価額と税法上の許容される評価額との差額を価値修正項目として「準備金的性格を伴う特別項目 (Sonderposten mit Rücklageanteil)」に組み入れてもよいと資本会社に対して選択権を保証し、さらに、価値修正項目を設定する根拠となる規定を貸借対照表もしくは付属説明書 (Anhang) において記載しなければならないと規定している。しかし、すべての企業がこうした選択権を行使するとは限らない。そのため、情報歪曲の修正として、付属説明書における広範囲の記載義務が生ずるとされている<sup>(46)</sup>。かかる修正として、商法典第 281 条 2 項 1 文は、税法上の規定によってのみ行われた減額記入額が貸借対照表もしくは損益計算書で明らかにならない限り、固定資産と流動資産との区別の上、付属説明書にその金額を記載し且つ充分理由づけられねばならないとし、商法典第 285 条 5 号は、税法上の規定に基づき減額記入を実施した場合の年度利益に及ぼす影響、並びにそこから生ずる将来の著しい負担の範囲について記載義務を設けている。

以上が、商法と税法における個々の評価規準、価値尺度の概要である。

みられるように、商法の評価規準は調達原価もしくは製作原価を出発価値として、一定の条件



の中で減額記入や付すべき価値、市場価値・取引所価値、理性的な商人の判断に基づく価値等の修正価値の適用がみとめらるが、その適用に関して評価選択権が企業に付与されている。しかも、選択適用される評価尺度にしても、出発価値、修正価値のいずれにも算入、見積の範囲において選択の余地が与えられ、修正価値の選択に加えて二重の評価選択権が存在する。

他方、税法においても調達原価と製作原価を価値上限として、一定の条件のもとでの価値下限としての部分価値の適用が認められる。しかし、税法上の部分価値自体は、明確な定義をもたず、判決によって、商法上の市場関連的価値を援用した「みなし推定」が代用されるにすぎない。これらの「みなし推定」は商法上の修正価値と対応するという特徴を有しているが、そこでも同様に予測・見積要素を前提にして裁量の余地は十分に存在する。これら商法と税法における評価選択権について、フェーダーマン (R.Federman) は表2のように整理しているが、貸借対照

図2 商法と税法における主な評価選択権

評 価 選 択 権			
価値範囲選択権	評価方法選択権	価値引き上げ選択権	価値引き上げ選択権
調達原価ないし製作原価原価の費目の(非)算入	逓増的価値決定か低減的価値決定か	一時的価値低下の場合の付すべき決算価値 商法典第253条2項2文	価値低下の根拠が消滅した場合(資本金会社は制限) 商法典第253条5号
決算日に付すべき価値の範囲(見積余地)	個別評価かグループ評価か	価値変動の準備に対するより低い価値 商法典第253条3項3文	税法の認めるより低い価値の根拠が消滅した場合(資本金会社は制限) 商法典第254条4項
変動変動準備のためのより低い価値の範囲	評価簡便法	理性的な商人の判断に基づく価値(人的会社) 商法典第253条4項	固定資産及び流動資産の場合のより高い部分価値 所得税法第6条1項1号、2号
理性的な商人の判断に基づく価値の範囲	減価記入方法(減価記入のその他の決定要素も含む)	税法で認められるより低い価値(資本金会社は制限) 商法典第254条	
部分価値の範囲(見積余地)		貸借対照表補助項目の減額記入 商法典第255条4項、第269条、第274条2項、第282条	
		経済的減価償却(AfaA) 実体減価償却(AfaS) 所得税法第7条2項4文	
		部分価値償却 所得税法第6条1項1,2号	
		特別償却及び割増償却	
		稀少経済財の早期償却 所得税法第6条2項	
		輸入財の評価の割引 所得税施行令第80条	

出所 Rudolf Federmann, a.a.O., S.341.

表作成に際して、二重三重の評価選択権が存在しており、評価規準が貸借対照表政策の介入する余地をいかに多く与えているのかを明確に窺うことができよう。

しかも、重要なのは、税法上の評価選択権を行使する場合、商事貸借対照表においても前もって同様の選択権を行使することを所得税法が前提としている点である。商法上の評価選択権は、かかる逆基準性原則の適用、基準性原則の破棄によるものが少なくない。既述のように、現行商法典によればすべての商人に対し、固定資産、流動資産たる財産対象物について税法上の減額記入（より低い価値、特別償却）の選択適用が可能である。特に資本会社の場合の減耗性の固定資産に関しては、厳格な価値関連の原則の廃止と逆基準性原則の適用によって、貸借対照表政策余地を制限することを意図したより低い価値からの価値回復命令が実質上、選択権となり骨抜きにもされている。そこでは、税法主導に商法上の評価規準が形式的に一体をなして課税に向けての貸借対照表政策を合法化する構図になっているといえよう。そこで、次にこの点を踏まえて貸借対照表政策と基準性原則との関係、さらに「理性的な商人の判断」との関係について改めて取り上げむすびにしたい。よく知られるように「理性的な商人の判断」は企業の恣意的な評価を制約するドイツ固有の評価規準であるといわれる。しかし他方で、かかる「理性的な商人の判断」規準は多義的で、むしろ貸借対照表政策を一層可能にするともいわれる。かかる「理性的な商人の判断」規準と（逆）基準性原則の内容は、ドイツ商法会計における評価規準の内容を検討するうえで主要な論点であろう。

#### IV. 貸借対照表評価と理性的な商人の判断、逆基準性原則

「商人に対して、評価上限の法的固定化がなされるにすぎず、評価の下限とそれに伴う秘密積立金の形成余地は没恣意性（理性的な商人の判断）の命令によって制限されるにすぎない<sup>(47)</sup>。」上のグロス／シュリフの立言にもあるように、現行の商法における貸借対照表評価の規準は、依然として貸借対照表政策の余地を多分に残している。現行商法典の評価規準は、まず、過去において一般的妥当性の認められてきた各種の一般的评价諸原則（正規の簿記の諸原則）の法典化をなし、その上で、出発価値たる調達原価、製作原価の内容をはじめて明文化し、とりわけ資本会社に対する各種の評価選択権を排除する方向で、旧1965年株式法と比較してより法的不安定性を図ったものといわれている。しかし、それらをはじめとした評価規準の内容は、1965年株式法と同様、保守主義の立場から貸借対照表政策の可能性を大きく許しているといつてよい。

確かに、現行商法典は、旧法と同じく財産対象物の減額記入や引当金の評価に「理性的な商人

の判断」の規定を設けて、恣意性ある貸借対照表政策（秘密積立金の設定）を制限し、もって持分所有者の配当請求保護に応じようとしている。フリードマンも、「理性的な商人の判断という解釈余地ある、広範な形成可能性をもって明示されたその文書化は、常に、恣意的な価値確定を封鎖する<sup>(48)</sup>」のだという。「価値決定は客観化可能で、間主観的な検証可能な商人の目的適合性に結びつかねばならないが、積極側の過小評価と消極側の過大評価は、いわゆる秘密積立金の設定と取り崩しに結合するために、その意義づけは価値固定化の許容も規定する<sup>(49)</sup>」と述べるところである。

しかし、問題は「理性的な商人の判断」の解釈の運用である。この点、ベスターマン(H.P.Westerman)は、この概念の適用の歴史からも重要なのは「規範的基準(ein normatives Kriterium)<sup>(50)</sup>」であり、「会社の資本補填のために社員の配当要求を評価措置を通じて回避することが商人として理性的であるか否かは、会計に参画する社員の観点からのみ判断されてはならない。むしろ、それぞれの状況で調整を生み出す形態で慎重な措置にとつての理由が示され、証明されねばならない<sup>(51)</sup>」と述べている。しかし、この「慎重な措置」に対する合理的理由はデーレラー(G.Dollerer)もいうように多様である。「理性的な商人の枠内であるという文言は恣意的に形成される秘密積立金を禁止する。それでは、恣意的に形成される秘密積立金とは何か。確かにそれは理性的な根拠がなく形成される秘密積立金をいうが、ほとんど存在しない。立法者が限定しようとしなかった、企業が将来において生活能力と持続能力を維持するというライヒ裁判所の判決が掲げた目的と並んで、それ以外の理性的な根拠も生ずる。商人はそうした根拠を見いだすことに戸惑うことはない<sup>(52)</sup>。」つまり、いうところの「理性的な商人の判断」も不確定な法概念であって、その多様な解釈の運用を通じて幅広い価値選択が開けているといつてよい。

一方、貸借対照表政策の課税に対する可能性は、1990年の住宅建設促進法(補充法)の成立を経て逆基準性原則の法典化をなした1990年所得税法第5条1項2文においてとりわけ如実に表れている。

現行の所得税法第5条は基準性原則に関して、次のように規定している。

「法規定に基づき帳簿を記帳し正規の決算を行うことを義務づけられる、もしくはかかる義務を伴わずに帳簿を記帳し決算を行う事業者は、事業年度末に商法上の正規の簿記の諸原則に従い表示されるべき事業用財産を計上しなければならない。利益決定に際しての税法上の選択権は商法上の年度決算書と一致して行使されなければならない。」

このうち、第5条1項2文が逆基準性原則の法典化を示したものであるが、この規定に関して、ヘルツィグ(N.Herzig)は次のように述べている。

「最近の所得税法第 5 条 1 項 2 文の規制の導入をもって、商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性原則が評価の領域にも及ぶこと、それによって税法上の利益算定が商事貸借対照表において具体化された評価決定に原則的に結合することが、いまや疑いなく明定された。税務貸借対照表における独自の評価にとつての余地は、具体的に選択された商事貸借対照表上の価値計上額が商法上の正規の簿記の諸原則に合致しないか、あるいは、それが所得税法第 5 条 6 項におけるいわゆる税法上の一般的価値留保という措置を強制する税法上の価値規範ないし価値限界と対立するところでは、確かにいたるところで存在する。一方での表現上の評価選択権によって開かれ、他方で、税法上の法の空隙のために開放された評価領域の内部で、基準性原則は基本的にその効力を失った。<sup>(63)</sup>」そして、「すべての税法上の利益算定選択権は、今や、基本的に商法上の年度貸借対照表との一致のもとに行使され、それ故、ここでは、現実には、税法上のご都合主義がその限りで商法上の具体的な価値計上額を決定しうる結果を押し出している。逆基準性原則の適用を経て、いまやすべてではないにせよ、商法上の正規の簿記の諸原則とは補助金的租税優遇が商事貸借対照表に関連づけられている<sup>(64)</sup>。」

既に考察したように、上のような税法上の評価選択権の商事貸借対照表における行使とそこから生ずる情報歪曲は、資本会社の場合、情報歪曲の金額と理由に関する付属説明書の記載義務をもって補われているといわれる。しかし、ジーゲル (T.Siegel) もいうように、税法から生ずる情報歪曲が商事貸借対照表において減じられるにしても、選択権そのものが有する問題性は付属説明書において解消されることはない<sup>(65)</sup>。そこでは、特別償却等による租税優遇が税法上の逆基準性原則の法典化を通じて商法まで波及し、正規の簿記の諸原則に合致しない評価が商法上も認められ、それがまた付属説明書による開示に糊塗されて課税に対する貸借対照表政策が合法化されているといえよう。

かくて、現行商法における評価規準は、価値決定の広範な形成余地を実質的に認める「理性的な商人の判断」規準を持続させつつ、他方において税法規準との一体化とそれに基づく情報歪曲の付属説明書による補足開示という新たな装いをみせ再構成されている。しかし、旧法下に存していた配当抑制と課税優遇に向けた貸借対照表政策の弾力的運用を可能にせしめるという側面を相変わらず有しており、そこに、ドイツにおける評価規準の今日的有り様と問題性をみてとることができるといえよう。

(1)(2) Günster Wöhe, Die Handels- und Steuerbilanz, Betriebswirtschaftliche, handelsrechtliche und steuerrechtliche Grundsätze der Bilanzierung, 2. Aufl. 1990, S.127.

- (3) (4) Gerhard Gross/Lothar Schruoff, Der Jahresabschluß nach neuem Recht, Aufstellung-Prüfung-Offenlegung, 2.Aufl., 1986, S.86.;Friedrich Wilhelm Selchert, § 252 Allgemeine Bewertungsgrundsätze, in:Handbuch der Rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a, 4. Aufl., hrsg. von Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, 1995, S.823.
- (5) (7) Günster Wöhe, Bilanzierung und Bilanzpolitik, Betriebswirtschaftlich-Handelsrechtlich-Steuerrechtlich, 8. Aufl., 1992, S.352.
- (6) (9) Friedrich Wilhelm Serchert, a.a.O.S.823.
- (8) Günster Wöhe, Die Handels-und Steuerbilanz, a.a.O., S.128-130.
- なお、かかる一般的評価諸原則はそれが税法の規定と抵触しない限り税法 もまた拘束する。従って、税法上、継続企業、個別評価、慎重な評価は従来と同様、適用されるという。この点については次を参照。Georg Döllerer, Handelsbilanz und Steuerbilanz nach den Vorschriften des Bilanzrichtlinien-Gesetzes, in:Rechnungslegung-Warum und Wie (Festschrift für Hermann Clemm), hrsg. von Wolfgang Wallwieser/Adolf Moxter/Rolf Monnenmacher, 1996, S.150.
- (11) Günster Wöhe, Die Handels-und Steuerbilanz, a.a.O., S.151-152.
- (12) Ebenda, S.152-153.
- (13) Ebenda,S.153.
- (14) (15) Ebenda, S.153-154.
- (16) Ebenda, S.154.
- (17) (18) (19) Ebenda, S.155.
- (20) Ebenda, S.155-156.
- (21) 旧所得税法第6条1項1号では、「既に前事業年度末に納税義務者の固定資産に属していた固定資産の場合、その評価額は前事業年度末の貸借対照表評価額を越えてはならない」としていたが、90年の改正によって次の規定に置き換えられた。「既に前事業年度末に納税義務者の固定資産に属する経済財の場合、納税義務者は次の事業年度において貸借対照表評価額が前事業年度の貸借対照表評価額よりも高いときでも部分価値を計上することができる。しかし、最高で調達原価もしくは製作原価または5号もしくは6号に従うそれに代わる価値をもって第7条に基づく減価償却額を控除して計上することも許される。」これによって、旧規定の厳格な価値関連の原則は限定された。
- (22) (23) (24) (25) (26) Günster Wöhe, Die Handels-und Steuerbilanz, a.a.O., S.156-157.

- (27) Adolf G.Coenberg, Jahresabschluß und Jahresabschlußsanalyse, Betriebswirtschaftliche, handels-und steuerrechtliche Grundlagen, 12. Aufl., 1991, S.73.
- (28) Rudolf Ferdermann, Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, 8. Aufl., 1990, S.255.; Georg Döllerer, a.a.O., S.148
- (29) Günster Wöhe, Die Handels-und Steuerbilanz, a.a.O., S.74.
- (30) Rudolf Ferdermann, a.a.O., S.254
- (31) Norbert Herzig, Maßgeblichkeitsgrundsatz (Verhältniss Handels-/Steuerbilanz), in:Handbuch der Rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a, 4. Aufl., hrsg. von Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, 1995, S.117.
- (32) (33) Rudolf Federmann, a.a.O., S.261-263.;Günster Wöhe, Die Handels-und Steuerbilanz, a.a.O., S.143 -144.
- (34) (35) Adolf G.Coenberg, a.a.O., S.80
- (36) (37) Ebenda, S.81-82.
- (38) (39) Ebenda, S.82.
- (40) Rudolf Ferdermann, a.a.O.,S.269
- (41) Adolf G.Coenberg, a.a.O., S.83.
- (42) Günster Wöhe, a.a.O., S.147-148
- (43) Adolf G.Coenberg, a.a.O., S.83-84.
- (44) Günster Wöhe, a.a.O., S.148-149.
- (45) (46) Adolf G.Coenberg, a.a.O., S.85.
- (47) Gerhard Gross/Lothar Schruff, a.a.O.,S.96.
- (48) (49) Rudolf Federmann, a.a.O., 270.
- (50) Harm Peter Westermann, Vernünftige kaufmännische Beurteilung, in:Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB, hrsg. von Ulrich Leffson/Dieter Rückle/ Bernhard Großfeld, 1986, S.363.
- (51) Ebenda, S.363-364.
- (52) Georg Döllerer, a.a.O., S.132-133.
- (53) Norbert Herzig, a.a.O., 117.
- (54) Ebenda, S.124.
- (55) Theodor Siegel, Wahlrecht, in:Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht

des HGB, hrsg. von Ulrich Löffson/Dieter Rückle/Bernhard Großfeld, 1986, S.427.